

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	エキサイト株式会社
【英訳名】	Excite Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野田 俊介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	03(5488)6809
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 岩崎 達士
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー20階
【電話番号】	03(5488)6809
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 岩崎 達士
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第14期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	2,839,750	2,468,554	11,426,145
経常損失(千円)	88,487	70,039	286,015
四半期純損失( )又は当期純利益 (千円)	106,405	120,443	54,919
純資産額(千円)	4,805,031	4,510,479	4,692,002
総資産額(千円)	7,178,574	5,514,239	6,038,610
1株当たり純資産額(円)	71,640.50	72,236.94	74,190.82
1株当たり四半期純損失金額( ) 又は1株当たり当期純利益金額(円)	1,713.33	1,930.75	881.95
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利 益金額(円)			874.19
自己資本比率(%)	62.2	81.7	76.6
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	667,845	57,854	369,863
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	8,438	25,109	182,243
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	152,465	30,114	401,847
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	4,143,586	2,934,098	3,047,176
従業員数(人)	240	205	216

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して  
 おりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

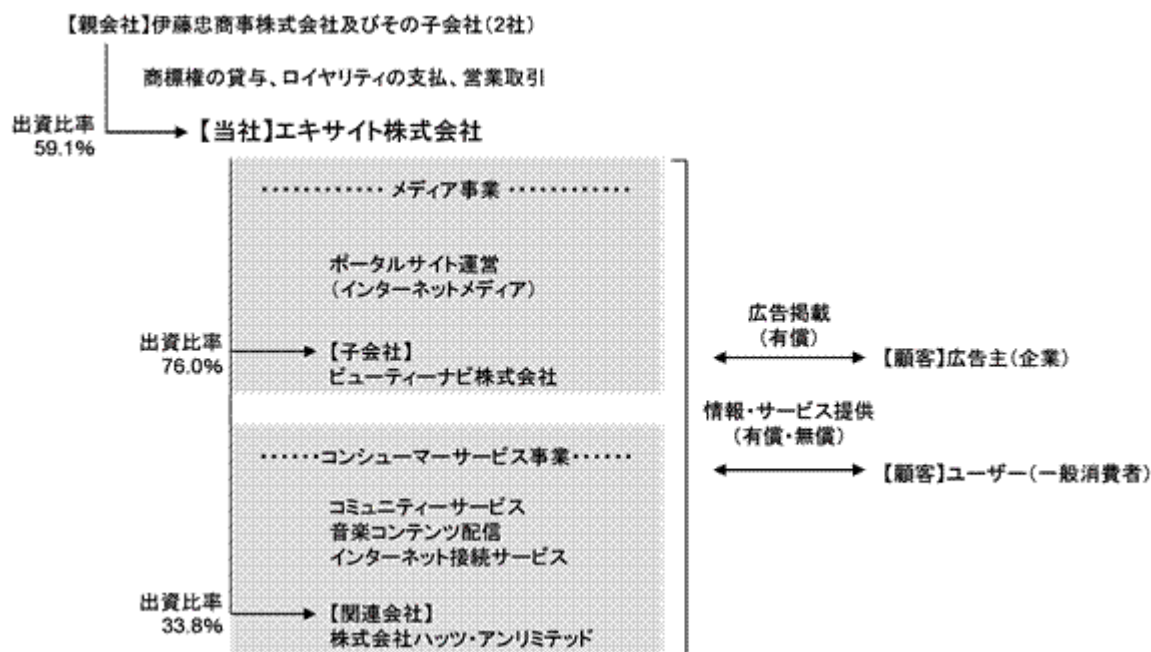
3. 第13期第1四半期連結累計(会計)期間及び第14期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株  
 当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載して  
 おりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、平成22年5月11日付けで子会社であったエキサイト・ミュージックエンタテインメント株式会社の全株式を譲渡いたしましたので、同社は連結の範囲から除外されております。

当社グループの構成及び事業内容についての系統図は以下のとおりです。



- ・株式会社ハッツ・アンリミテッドは、音楽ソフトの作成及び販売、原盤権の取り扱いをする事業会社で、平成19年4月11日に当社は同社の第三者割当増資を引き受けました。当社は同社との業務提携を通じて音楽関連事業の拡大を目指します。
- ・ビューティーナビ株式会社は、美容室のインターネット検索サイトを運営する事業会社で、平成19年6月15日及び平成21年5月14日に当社は同社の第三者割当増資を引き受け子会社にいたしました。当社は同社の美容室情報を活用しポータルサイトコンテンツの充実を図っております。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の連結子会社が連結の範囲から除外されました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
エキサイト・ミュージックエンタテインメント株式会社	東京都渋谷区	94	音楽レーベル事業	49.4	業務提携 役員の派遣

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
メディア事業	117 (21)
コンシューマーサービス事業	41 (7)
全社共通	47 (7)
合計	205 (35)

(注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等)は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

2. 従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。

##### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	183 (32)
---------	----------

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員、パートタイマー等)は、当第1四半期会計期間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

2. 従業員数には、使用人兼務役員を含めておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当する事項はありません。

(2) 受注状況

該当する事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
メディア事業(千円)	856,158	
コンシューマーサービス事業(千円)	1,612,396	
合計(千円)	2,468,554	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社(注)	1,326,512	46.7	1,440,329	58.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. GMOペイメントゲートウェイ株式会社とは回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を記載しております。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

###### 売上高

当第1四半期連結会計期間の売上高は、前年同期比13.1%減の2,468百万円となりました。子会社（株式会社クロスリスティング及びエキサイト・ミュージックエンタテインメント株式会社）を譲渡したことが、連結収益減少の主な要因となっております。

ポータルサイト運営を中心とするメディア事業につきましては、市場ニーズへの対応を急ぐべく、パフォーマンス型の広告商品の開発を積極的に進めるとともに、ブログサービスに広告枠を設けるなどマネタイズ戦略を強化いたしました。しかしながら、競争は依然として厳しく広告商品の販売は低調に推移し、当セグメントの売上高は856百万円となりました。一方、コミュニケーションサービスやプロバイダー事業を展開するコンシューマーサービス事業は、対戦型オンラインゲームの中止等による減収要因がありましたが、電話占いサービスやプロバイダー事業が堅調に推移し、当セグメントの売上高は1,612百万円となりました。

###### 営業利益又は営業損失

利益面につきましては、当第1四半期連結会計期間は68百万円の営業損失となりました。前年同期に比べ5百万円の損失幅拡大となります。連結子会社の減少により売上総利益が前年同期比14.4%減の870百万円に減少しましたが、その一方で、人件費をはじめとする経費の削減が進み、販売費及び一般管理費は同13.1%減の939百万円となりました。

セグメント別では、メディア事業に属する連結子会社（ビューティーナビ株式会社）の損益が厳しいものの、30百万円の営業利益を計上しました。コンシューマーサービス事業は、電話占いサービスやプロバイダー事業の増収に伴い146百万円の営業利益となりました。

###### 報告セグメントごとの売上高及び営業利益又は営業損失

(単位：百万円)

	売上高	セグメント利益
メディア事業	856	30
コンシューマーサービス事業	1,612	146
合計	2,468	177
調整額		245
四半期連結損益計算書計上額	2,468	68

(注) 1. 当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しているため、前年同期の数値及び比較については記載を省略しています。

##### 2. 各セグメントの主要なサービス

メディア事業：ポータルサイト運営、コンテンツ配信（音楽ファンサイトを含む）等

コンシューマーサービス事業：コミュニケーションサービス、プロバイダー事業等

##### 3. 調整額の主な内容は、事務所家賃及び管理部門に係る費用です。

##### 4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

###### 四半期純損失

当第1四半期連結会計期間は、音楽関連サービスの整理を進める中、無形固定資産の売却により26百万円の特別利益を計上しました。

一方、当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用することに伴い、適用初年度に係る会計処理として資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額65百万円を損失処理したほか、本件事務所の移転に係る事務所移転費用引当金繰入額12百万円を特別損失に計上いたしました。これらの結果、最終損益は120百万円の四半期純損失となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末から113百万円減少し2,934百万円となりました。営業活動によるキャッシュ・フローが57百万円の支出であったことに加えて、連結子会社の減少（子会社株式の売却）による影響で105百万円の支出が生じました。

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、前第1四半期連結会計期間は一時的な預り金の増加等によって667百万円の収入となりましたが、当第1四半期連結会計期間は厳しい営業状況が続き、57百万円の支出となりました。税金等調整前四半期純損失を118百万円計上しており、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額（65百万円）などの非資金取引によるプラス要素を考慮したとしても、営業活動は低調で資金収支を改善させるには至りませんでした。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当第1四半期連結会計期間は25百万円の支出となりました。連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出が105百万円となる一方で、無形固定資産の譲渡による売却収入（前受金を含む）が109百万円となりました。前第1四半期連結会計期間は8百万円の支出でありました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、当第1四半期連結会計期間は30百万円の支出となりました。これは主として、ファイナンス・リース債務の返済によるものです。前第1四半期連結会計期間は152百万円の支出でした。リース債務の返済が進んだこと、また、連結子会社が減少したことによってリース債務の返済額が減少しております。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (5) 経営の現状認識と見通し

当社グループは、インターネット上におけるメディア事業（広告収益）を基幹ビジネスとして事業領域を拡大してきましたが、メディア事業の収益性に変化が生じている中、成長分野として注力してきたコンシューマーサービス事業やその他新規事業のビジネスモデルが現時点で確立途上にあります。こうした状況を踏まえ、グループ全体の収益構造を見直し、強化することに取り組んでいるところであります。事業ドメインの見極めをはじめ、競争優位性及び事業戦略の差別化について、今一度、練り直しが必要な時期にあり、まずは、早期に営業利益段階での黒字化を実現すべく、コスト構造の改善を進めるとともに、付加価値の高いサービス分野への経営資源の「選択と集中」を図っていく方針であります。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画について、重要な変更はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,000
計	188,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	62,402	62,442	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株制度は採用しておりません。
計	62,402	62,442	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年12月19日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	239個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	478株 (注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり15,230円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年5月2日から 平成24年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,230円 資本組入額 7,615円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 割当てられた新株予約権2,005個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。
2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。
- 新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。
3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は30,460円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は15,230円となっております。
- 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}} \times \text{(又は1株あたりの処分価額)}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、当社株式にかかる株券(以下、「会社株券」という)が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録(以下、「店頭登録」という)された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方(以下、「権利行使可能日」という)以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。
- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数(新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。)を上回らないことを条件とします。

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%

権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%

権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%

権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成14年12月19日臨時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	75個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	150株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり15,230円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年11月2日から 平成24年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 15,230円 資本組入額 7,615円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 割当てられた新株予約権520個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。
2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。
- 新株予約権1個につき目的となる株式は1株ですが、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。
3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は30,460円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は15,230円となっております。
- 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}} \times \text{(又は1株あたりの処分価額)}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、当社株式にかかる株券(以下、「会社株券」という)が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録(以下、「店頭登録」という)された日より1年を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日(以下、「権利行使可能日」という)以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。
- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数(新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。)を上回らないことを条件とします。

- 権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%
- 権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%
- 権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%
- 権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	38個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	76株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり16,500円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 16,500円 資本組入額 8,250円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 割当てられた新株予約権145個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数としております。但し、0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てることとしております。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は33,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は16,500円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

(ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数(又は処分する自己株式数)}} \times \text{(又は1株あたりの処分価額)}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

(ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(ア) 対象者は、当社株式にかかる株券(以下、「会社株券」という)が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録(以下、「店頭登録」という)された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方(以下、「権利行使可能日」という)以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

(イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数(新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。)を上回らないことを条件とします。

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%

権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%

権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%

権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%

(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成16年6月24日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	84個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	168株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり125,000円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成26年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 125,000円 資本組入額 62,500円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 割当てられた新株予約権195個から、行使された新株予約権の数及び権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権1個につき目的となる株式は1株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1個につき目的となる株式は2株となっております。

新株予約権1個につき目的となる株式は1株ですが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

3. 発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は250,000円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式1株を2株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は125,000円となっております。

新株予約権1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \text{ (又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、当社株式にかかる株券（以下、「会社株券」という）が店頭登録有価証券として日本証券業協会に登録（以下、「店頭登録」という）された日より、対象者のうち新株予約権付与時点において当社が定める幹部社員である者（以下、「対象幹部従業員」という）については1年を経過した日、対象者のうち新株予約権付与時点において対象幹部従業員以外の当社の従業員である者（以下、「対象従業員」という）については6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日（以下、「権利行使可能日」という）以後において、次項以下の規定に従い、新株予約権を行使することができます。

- (イ) 対象者による新株予約権の行使は、下記の各期間の満了日までに各対象者が行使した新株予約権の累計数が当該対象者に対して発行された新株予約権の総数に当該期間の右側に示した割合を掛け合わせた数（新株予約権1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとする。）を上回らないことを条件とします。

- (A) 対象幹部従業員

権利行使可能日より1年を経過する日まで：25%  
 権利行使可能日より1年を経過した日から2年を経過する日まで：50%  
 権利行使可能日より2年を経過した日から3年を経過する日まで：75%  
 権利行使可能日より3年を経過した日から4年を経過する日まで：100%

- (B) 対象従業員

権利行使可能日より6ヶ月を経過する日まで：25%  
 権利行使可能日より6ヶ月を経過した日から1年6ヶ月を経過する日まで：50%  
 権利行使可能日より1年6ヶ月を経過した日から2年6ヶ月を経過する日まで：75%  
 権利行使可能日より2年6ヶ月を経過した日から5年を経過する日まで：100%



(ウ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、権利行使可能日前に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使可能日後3ヶ月を経過する日まで、権利行使可能日後に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

(エ) 対象者が新株予約権の権利行使可能日以後に死亡した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができるものとします。なお、対象者が権利行使可能日前に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

(オ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(ウ)に該当するか否かを問わず、対象者が新株予約権を放棄したとき、もしくは新株予約権の発行の目的に照らして対象者に新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じたときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(カ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

(キ) 上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約（以下、「新株予約権割当契約」という）において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定めることができます。

平成17年6月23日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	45個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	90株 (注)1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり791,606円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年6月24日から 平成27年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 791,606円 資本組入額 395,803円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 割当てられた新株予約権240個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 発行当初、新株予約権 1 個につき目的となる株式は 1 株でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式 1 株を 2 株とする株式分割を実施しておりますので、新株予約権 1 個につき目的となる株式は 2 株となっております。

新株予約権 1 個につき目的となる株式は 1 株ですが、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という）以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権 1 個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株あたりの額で除した数（但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。）とします。

3. 発行当初、新株予約権 1 株あたりの払込金額は1,589,370円でありましたが、平成17年8月19日付けで普通株式 1 株を 2 株とする株式分割を実施、また平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行（発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円）しておりますので、新株予約権 1 株あたりの払込金額は791,606円となっております。

新株予約権 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

- (ア) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（又は処分する自己株式数）}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数（又は処分する自己株式数）}} \right)}{\text{新株式発行（又は自己株式処分）前の時価}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1 株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の 1 株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が 1 個未満となる場合は小数第 1 位を四捨五入するものとします。

- (A) 対象幹部従業員

平成19年 6 月24日から平成20年 6 月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

平成20年 6 月24日から平成21年 6 月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

平成21年 6 月24日から平成22年 6 月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

平成22年 6 月24日から平成27年 6 月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

(B) 対象従業員

平成19年6月24日から平成19年12月23日までは、当初の新株予約権の数の25%について権利を行使することができる。

平成19年12月24日から平成20年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

平成20年12月24日から平成21年12月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の75%までについて権利を行使することができる。

平成21年12月24日から平成27年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

- (イ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

- (ウ) 対象者が平成19年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象者が平成19年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象者の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

- (エ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(イ)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

(A) 対象幹部従業員

商法第254条ノ2に規定する欠格事由に該当するに至った場合、

商法第264条に違反する競業取引を行った場合、

商法第265条第1項各号記載の行為を行い、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合、

当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合、

禁固以上の刑に処せられた場合、

新株予約権を放棄した場合、

(B) 対象従業員

故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合、

当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合、

禁固以上の刑に処せられた場合、

新株予約権を放棄した場合、

- (オ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

- (カ) その他の条件については、第8期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

上記の旧商法規定は会社法上の相当規定に読み替えるものとします。

平成18年6月23日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	10個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10株 (注)1,2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり761,819円 (注)3
新株予約権の行使期間	平成20年6月24日から 平成24年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 761,819円 資本組入額 380,910円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 割当てられた新株予約権610個から、権利放棄等の理由により新株予約権を行使する権利を喪失した者の新株予約権の数及び当社が権利者から譲渡を受け消却した新株予約権の数を減じて記載しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式は1株であります。新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という)以降、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権1個あたりの払込価額にその時点において対象者が行使請求した新株予約権の数を乗じて得られた額をその時々における新株予約権の行使に際して払込をすべき1株あたりの額で除した数(但し、この場合に0.01株未満の端数が生ずるときは切り捨てる。)とします。
3. 新株予約権1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という)は、発行日以後、以下の規定にしたがい調整されるものとします。

発行当初、新株予約権1株あたりの払込金額は764,782円でありましたが、平成18年8月14日付けで第三者割当増資に伴う新株の発行を時価を下回る価額で発行(発行株式数4,700株、発行価額423,700円、発行日前日のジャスダック証券取引所での取引価格終値446,000円)しておりますので、新株予約権1株あたりの払込金額は761,819円となっております。

- (ア)当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (イ) 当社が調整前における行使価額を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。ただし、本項でいう「自己株式の処分」は、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除きます。また、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数をいい、当社の保有する自己株式数は含みません。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{1株当たり払込金額(又は1株当たりの処分価額)}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(又は自己株式処分)前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数(又は処分する自己株式数)}}$$

また、その時点における行使価額を下回る価額により新株式の発行又は自己株式の移転を受けることができる新株予約権又は新株予約権が付された新株予約権付社債の発行が行われる場合にも適宜調整されます。この場合において、1株あたりの払込金額は、当該新株予約権を行使した場合の1株あたりの新株式の発行価額又は自己株式の処分価額をいいます。

- (ウ) 当社が他社と吸収合併を行う場合において、合併契約書により新株予約権を存続会社において承継することが認められたとき、又は当社が会社分割を行う場合において、分割によって設立された会社もしくは分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継する場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 対象者は、以下の区分にしたがって新株予約権を行使することができます。なお、各区分において行使可能な新株予約権の数が1個未満となる場合は小数第1位を四捨五入するものとします。

平成22年6月24日から平成23年6月23日までは、すでに行使済みを含めて当初の新株予約権の数の50%までについて権利を行使することができる。

平成23年6月24日から平成24年6月22日までは、新株予約権の数のすべてについて権利を行使することができる。

- (イ) 対象者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役および従業員（顧問を含む）の地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることを要します。但し、対象者が以下の各号の原因により権利行使資格を喪失した場合は、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができます。その場合の権利行使期間は、平成19年6月23日までに権利行使資格を喪失した場合は平成19年9月23日まで、平成19年6月24日以降に権利行使資格を喪失した場合は、権利行使資格喪失後3ヶ月を経過する日までとします。

重度の心身の障害による執務不能

定年による退職

業務命令による子会社又は関連会社以外の会社への転籍

- (ウ) 対象従業員が平成22年6月24日以降に死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は、資格喪失後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、資格喪失日において行使可能であった新株予約権を行使することができる。なお、対象従業員が平成22年6月23日までに死亡により権利行使資格を喪失した場合、対象従業員の相続人は新株予約権を行使できないものとします。

- (エ) 対象者に、定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合、又は権利行使資格の喪失の前後を問わず、また(イ)に該当するか否かを問わず、以下の各号のいずれかの場合に該当するときは、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとします。

故意又は重大な過失によって当社に対して損害を与えた場合、

当社の事前の書面による承諾なしに当社と競業し又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合、

禁固以上の刑に処せられた場合、

新株予約権を放棄した場合、

- (オ) 対象者は、新株予約権の質入れその他の処分をすることができません。

- (カ) その他の条件については、第9期定時株主総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注)1	44	62,402	335	3,232,570	335	3,518,570

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当四半期会計期間末日以降における株式数、資本金及び資本準備金の増減

平成22年7月1日から平成22年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が40株、資本金及び資本準備金がそれぞれ330千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 62,394	62,394	同上
発行済株式総数	62,402	-	-
総株主の議決権	-	62,394	-

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
エキサイト株式会社	東京都渋谷区恵比 寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデン プレイスタワー20階	8	-	8	0.01
計	-	8	-	8	0.01

## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	54,600	46,200	35,500
最低(円)	34,100	30,500	28,800

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場におけるものです。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,434,098	1,547,176
売掛金	1,774,594	1,999,615
原材料及び貯蔵品	1,468	1,502
関係会社預け金	1,500,000	1,500,000
その他	111,218	180,433
貸倒引当金	2,860	4,205
流動資産合計	4,818,518	5,224,522
固定資産		
有形固定資産	53,851	62,586
無形固定資産	64,703	114,739
投資その他の資産		
投資有価証券	383,003	392,082
その他	272,195	323,472
貸倒引当金	78,032	78,792
投資その他の資産合計	577,165	636,762
固定資産合計	695,720	814,088
資産合計	5,514,239	6,038,610
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	455,086	636,485
リース債務	117,191	127,312
未払法人税等	6,126	19,658
引当金	42,972	70,864
その他	293,143	364,029
流動負債合計	914,520	1,218,350
固定負債		
リース債務	81,803	121,310
繰延税金負債	6,146	5,185
その他	1,290	1,761
固定負債合計	89,239	128,257
負債合計	1,003,760	1,346,608
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,232,570	3,232,235
資本剰余金	3,653,452	3,653,117
利益剰余金	2,382,188	2,261,745
自己株式	4,830	4,830
株主資本合計	4,499,004	4,618,777
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,147	7,019
評価・換算差額等合計	8,147	7,019
新株予約権	3,327	3,119
少数株主持分	-	63,085
純資産合計	4,510,479	4,692,002
負債純資産合計	5,514,239	6,038,610

(2)【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	2,839,750	2,468,554
売上原価	1,821,928	1,597,638
売上総利益	1,017,822	870,915
販売費及び一般管理費	1,081,186	939,346
営業損失( )	63,364	68,431
営業外収益		
受取利息	1,383	3,070
受取配当金	844	2,364
その他	821	1,308
営業外収益合計	3,049	6,744
営業外費用		
支払利息	5,234	1,491
持分法による投資損失	19,077	6,151
その他	3,860	709
営業外費用合計	28,172	8,351
経常損失( )	88,487	70,039
特別利益		
固定資産売却益	-	26,499
投資有価証券売却益	14,401	-
その他	1,059	7,798
特別利益合計	15,460	34,298
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	65,194
事務所移転費用引当金繰入額	-	12,676
減損損失	11,447	-
投資有価証券評価損	966	5,313
その他	34	-
特別損失合計	12,447	83,184
税金等調整前四半期純損失( )	85,474	118,925
法人税、住民税及び事業税	9,699	1,517
法人税等調整額	1,149	-
法人税等合計	8,549	1,517
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	120,443
少数株主利益	12,381	-
四半期純損失( )	106,405	120,443

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	85,474	118,925
減価償却費及びその他の償却費	25,856	19,589
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	65,194
株式報酬費用	249	207
貸倒引当金の増減額( は減少)	12,526	57
引当金の増減額( は減少)	5,253	17,418
受取利息及び受取配当金	2,228	5,435
支払利息	5,234	1,491
持分法による投資損益( は益)	19,077	6,151
減損損失	11,447	-
固定資産売却損益( は益)	-	26,499
投資有価証券売却損益( は益)	14,401	-
投資有価証券評価損益( は益)	966	5,313
売上債権の増減額( は増加)	135,609	14,565
たな卸資産の増減額( は増加)	871	33
その他の流動資産の増減額( は増加)	24,565	26,158
仕入債務の増減額( は減少)	182,232	11,981
未払金の増減額( は減少)	141,441	61,862
預り金の増減額( は減少)	856,066	-
その他の流動負債の増減額( は減少)	18,166	10,976
その他	853	3,046
小計	680,459	53,155
利息及び配当金の受取額	985	2,892
利息の支払額	5,234	1,491
法人税等の支払額	8,508	6,100
法人税等の還付額	144	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	667,845	57,854
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	12,556	2,269
無形固定資産譲渡に伴う前受金による収入	-	32,025
無形固定資産の取得による支出	32,764	10,733
無形固定資産の売却による収入	19,237	77,625
投資有価証券の取得による支出	-	297
敷金及び保証金の差入による支出	-	16,446
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	17,338	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	105,012
その他	306	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,438	25,109
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	3,536	670
ファイナンス・リース債務の返済による支出	130,644	30,784
少数株主への払戻による支出	25,357	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	152,465	30,114
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	506,942	113,078
現金及び現金同等物の期首残高	3,636,644	3,047,176
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,143,586	2,934,098

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更                      前連結会計年度において連結子会社でありました、エキサイト・ミュージックエンタテインメント株式会社(現 EMTG株式会社)は、当社が保有する同社全株式を売却したため、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数                      1社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用                      当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。                      これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用                      当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。                      これにより、営業損失及び経常損失がそれぞれ1,770千円増加し、税金等調整前四半期純損失が66,964千円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成22年4月1日  
至平成22年6月30日)

(四半期連結貸借対照表)

1. 前第1四半期連結会計期間において流動資産の「商品及び製品」を区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結会計期間より流動資産の「その他」に含めております。なお、当第1四半期連結会計期間の「その他」に含まれている「商品及び製品」は0千円であります。
2. 前第1四半期連結会計期間において無形固定資産の「のれん」を区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結会計期間より無形固定資産に含めております。なお、当第1四半期連結会計期間の無形固定資産に含まれている「のれん」は0千円であります。
3. 前第1四半期連結会計期間において流動負債の「預り金」を区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結会計期間より流動負債の「その他」に含めております。なお、当第1四半期連結会計期間の「その他」に含まれている「預り金」は18,033千円であります。

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

1. 前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「預り金の増減額(は減少)」は金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間より「その他の流動負債の増減額(は減少)」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間における「その他の流動負債の増減額(は減少)」に含まれている「預り金の増減額(は減少)」は1,405千円であります。
2. 前第1四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金の差入による支出」は、金額的重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の「その他」に含まれている「敷金及び保証金の差入による支出」は244千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 法人税等及び繰延税金資産の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを基本とし、経営環境等の変化による重要な影響を加味した方法に拠っております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、重要な加減算項目や税額控除項目を考慮して税金費用を算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、697,487千円であります。なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、693,615千円であります。なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 370,866千円 賞与引当金繰入額 26,549千円 貸倒引当金繰入額 10,936千円	1.販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 288,679千円 業務委託費 265,874千円 賞与引当金繰入額 24,290千円 役員賞与引当金繰入額 2,535千円 貸倒引当金繰入額 57千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び預金勘定 2,142,361千円 関係会社預け金勘定 2,001,225千円 現金及び現金同等物 4,143,586千円 関係会社預け金は、余裕資金を親会社である伊藤忠商事㈱に預け入れており、現金及び現金同等物の扱いとしております。	1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) 現金及び預金勘定 1,434,098千円 関係会社預け金勘定 1,500,000千円 現金及び現金同等物 2,934,098千円 関係会社預け金は、余裕資金を親会社である伊藤忠商事㈱に預け入れており、現金及び現金同等物の扱いとしております。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

- 1.発行済株式の種類及び総数  
普通株式 62,402株
- 2.自己株式の種類及び株式数  
普通株式 8株
- 3.新株予約権等に関する事項  
ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 3,327千円
- 4.配当に関する事項  
該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	メディア事業 (千円)	エンタテインメント事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
(1)外部顧客に対する売上高	717,027	2,020,208	102,514	2,839,750		2,839,750
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高						
計	717,027	2,020,208	102,514	2,839,750		2,839,750
営業利益又は営業損失( )	48,361	100,347	6,023	58,009	121,374	63,364

(注)1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要なサービス等の名称

事業区分は、サービス内容及び特性を考慮して区分しております。

事業区分	主要なサービス
メディア事業	広告、検索連動型広告等
エンタテインメント事業	コミュニティーサービス、オンラインゲーム、音楽コンテンツ配信、インターネット接続サービス等
その他事業	Eコマース、新規事業等

2. 事業区分の変更

前連結会計年度では、金融サービス事業を区分表示しておりましたが、前連結会計年度末までに金融サービス事業より撤退いたしましたので、当連結会計年度より当該セグメントはなくなりました。

3. 固定資産の減損損失の計上

当第1四半期連結会計期間において固定資産について減損損失を計上しました。各セグメントの資産の減少額は、メディア事業で8,532千円、エンタテインメント事業で2,914千円となっております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービスの種類別に2つの事業本部を置き、それぞれ事業特性に応じた活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎としたセグメントから構成されており、「メディア事業」、「コンシューマーサービス事業」の2つを報告セグメントとしております。

「メディア事業」は、ポータルサイト運営をはじめ、様々な情報を提供することでインターネット上のメディアとしての活動を展開しております。「コンシューマーサービス事業」は、インターネット接続サービスやコミュニケーションサービス等を提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	メディア事業	コンシューマー サービス事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	856,158	1,612,396	2,468,554	-	2,468,554
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	856,158	1,612,396	2,468,554	-	2,468,554
セグメント利益	30,514	146,554	177,068	245,500	68,431

(注)1.セグメント利益の調整額 245,500千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 245,500千円であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

記載すべき事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 72,236.94円	1株当たり純資産額 74,190.82円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 1,713.33円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	1株当たり四半期純損失金額 1,930.75円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失(千円)	106,405	120,443
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	106,405	120,443
期中平均株式数(株)	62,104.55	62,381.91
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自平成22年4月1日  
至平成22年6月30日)

1. 株式の取得

当社は平成22年8月9日開催の取締役会において、事業連携を強化するため、株式会社地球の歩き方T & Eの株式を取得することを決議し、平成22年8月13日に取得しました。なお、当社は同社を持分法適用関連会社にする予定であります。

取得する株式の会社の名称、事業内容

名称 株式会社地球の歩き方T & E

事業内容 旅行情報サービス

株式の譲受元

伊藤忠商事株式会社、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

取得の時期

平成22年8月13日

取得する株式数、取得価額、取得後の持分比率

取得する株式数 4,462株

取得価額 38,127千円

取得後の持分比率 34.1%

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

記載すべき事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

エキサイト株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 一樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エキサイト株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月13日

エキサイト株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 一樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエキサイト株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エキサイト株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。